

(別記1)

補助金交付の対象となる経費

経費科目	具体的内容
謝金(※) 委員手当 専門家謝金	組合外部専門家の委員が委員会に出席したときに支給する手当 ※業界側委員(実施組合の委員)には支給できない。 組合外部専門家が実地調査等を実施したり、委員会等において外部専門家の意見を聴取したりする場合の謝金 ※業界側委員には支給できない。
旅費(※) 委員旅費 専門家旅費 調査旅費 職員旅費	原則として公共交通機関の利用を対象とし、タクシー代、レンタカー代は補助対象とならない。また、旅費の算定に当たっては、静岡県中央会の旅費規程を準用すること。 ※海外旅費は対象とならない。 委員が委員会に出席するための旅費 組合外部専門家が実地調査や講師をしたり、委員会に出席する場合の旅費 業界側委員が実地調査を実施する場合の旅費 組合の専従役職員が委員会への出席や実地調査をする場合の旅費
消耗品費	事業実施に不可欠な消耗品の購入のための費用 ※他の業務において使用可能な物品は対象とならない。 ※本事業の事務処理等にかかる文具等は対象とならない。
会議費	委員会のお茶代 ※委員会以外の打合せ等は補助対象とならない。 ※食事代及び菓子代は補助対象とならない。
印刷費	パンフレット、チラシ等販売促進ツールの印刷 委員会等の資料のコピー、アンケート用紙等の印刷、マニュアル、報告書等の印刷のための費用
会場借上料	委員会等の開催に係る会場の借上料
雑務費	本事業の実施に必要なアルバイト代とその交通費 ※長期的な継続雇用は補助対象とならない。 ※本事業の事務処理にかかる業務は補助対象とならない。
通信運搬費	委員会等開催通知や調査票、チラシ等の発送のための費用
委託費	WEBサイト制作、情報システム開発、デザイン、調査、集計等の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用

(※) 謝金、旅費、原稿料に係る源泉徴収を適正に行うこと。徴収義務の有無や税率については、所管税務署等に確認し、指示に従うこと。

(別記2)

経費支出基準

謝金等の金額(税込)は、次の基準を上限として決定してください。

1. 委員手当

①委員長 30,000円

②その他の専門家委員 20,000円

(*業界側委員は、委員手当の対象となりません。)

2. 専門家謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等(1日) 40,000円

②大学准教授・講師、技術士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、
ITコーディネーター等(1日) 30,000円

③その他の専門家(1日) 20,000円

3. 旅費

静岡県中小企業団体中央会の旅費規程を準用

4. 会議費

お茶代 委員会1回1人につき 500円

5. 印刷費

コピー代 白黒の場合1枚 10円

カラーの場合1枚 20円

6. 雑役務費

1時間(交通費別) 930円